

◎新潟県告示第626号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成30年5月29日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
訪問介護ステーションこころ	糸魚川市横町5丁目11番1号	H30.4.1
さわた訪問介護事業所	佐渡市河原田本町394番地	H30.4.1
社協ケアプランセンターはまなす	佐渡市河原田本町394番地	H30.4.1
社協ケアプランセンターほなみ	佐渡市新穂瓜生屋490番地	H30.4.1
社協ケアプランセンターやわらぎ	佐渡市栗野江1837番地	H30.4.1